

## 県民室受付案内業務等委託業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

県民室受付案内業務等委託業務

#### (2) 事業の目的

高知県では、県民室・本庁舎玄関での受付案内、代表電話の交換及び公文書の保存管理業務について、民間の発想やノウハウを生かして効率的な運営を行うとともに、よりよい県民サービスの向上を目指し、この業務についての企画提案を公募し、最も優れた提案を行った事業者を委託先の候補者として選定することとしています。

この要領は、県民室・本庁舎玄関での受付案内、代表電話の交換及び公文書の保存管理業務(以下「県民室受付案内業務等」という。)の委託業者を、適正かつ公正に選定するために実施するプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とします。

#### (3) 事業内容

県民室・本庁舎玄関での受付案内業務、代表電話の交換業務、公文書の保存管理

#### (4) 委託期間

令和4年2月1日から令和7年3月31日まで。

〔	業務引継ぎに伴う研修期間(以下「研修期間」という。)	〕
	令和4年2月1日から令和4年3月31日まで。	
	委託期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。	

ただし、研修期間が不要と認められる場合は、委託期間のみ。

### 2 見積限度額

#### (1) 研修期間にかかる部分

1,662千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

※この部分は、プロポーザルで提案を受けますが、審査の要素からは除外します。

#### (2) 委託期間にかかる部分

100,122千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

〔	内訳	令和4年4月1日～令和5年3月31日の経費	33,374千円	〕
		令和5年4月1日～令和6年3月31日の経費	33,374千円	
		令和6年4月1日～令和7年3月31日の経費	33,374千円	

### 3 審査委員会の設置

別添定める「県民室受付案内業務等委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

### 4 企画提案者の決定方法

公募型

### 5 企画提案者の募集

企画提案者の募集は、別途「県民室受付案内業務等委託業務公募型プロポーザル募集要領」に定めます。

### 6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手に進みます。20日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

### 7 資格要件

参加者の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 高知県の「令和3～5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」、「令和3～5年度指名競争入札参加資格者登録名簿(清掃業務、警備業務、設備保守管理業務)」のいずれかに登録されている(又は契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (2) 高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を置く者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 清掃業務、警備業務、設備保守管理業務において、高知県の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同令第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 8 説明会

### (1) 説明会(動画配信)

日時:令和3年9月27日(月)～10月8日(金)

※参加希望者に後日、視聴 URL をお送りします。

### (2) 現場見学会(県民室、公文書館等)

日時:令和3年10月6日(水)、7日(木)、8日(金)

※所要時間は、1時間30分程度です。

現場見学会は、1参加者当たり2名までの参加とします。

参加希望者は、様式1「説明会・現地見学会 参加申込書」により、令和3年9月22日(水)17時15分までにFAX又は電子メールで申し込み、電話にて着信確認をしてください。

## 9 質疑と回答

質疑は、令和3年10月29日(金)17時15分までに別紙様式2「質疑書」により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話にて着信確認をしてください。質疑と回答の内容は、ホームページに掲載します。

## 10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、様式3「参加申込書」に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みに当たって提出される書類を次の表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
様式3	参加申込書(添付書類含む)	A4縦	1部
様式4	法人概要書	A4縦	1部

※「令和3～5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」、「令和3～5年度指名競争入札参加資格者登録名簿(清掃業務、警備業務、設備保守管理業務)」のいずれかに登録されている業者については、「参加申込書」の添付書類2から4までについては提出不要とする。

### (1) 参加申込書

#### ① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

#### ② 提出期限

令和3年10月21日(木)17時15分(必着)

### ③ 提出先

〒780-8570 住所 高知市丸ノ内1丁目2番 20 号  
高知県総務部 広報広聴課 TEL 088-823-9898

### (2) 資格要件の確認

高知県総務部広報広聴課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認後に、確認結果を令和3年10月26日(火)までに申込者へ電子メールにて通知します。

### (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

## 11 企画提案書の作成

別途定める「県民室受付案内業務等委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

提出期限 令和3年11月25日(木)17時15分(必着)

## 12 審査

別途定める「県民室受付案内業務等委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

## 13 審査結果

審査結果は、令和3年12月15日(水)(予定)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

## 14 日程

令和3年 9月 1日(水)	募集開始
令和3年 9月 22日(水)	説明会・現地見学会 参加申込期限
令和3年 9月 27日(月)～10月8日(金)	説明会(動画配信)
令和3年 10月 6日(水)～10月8日(金)	現場見学会

令和3年 10 月 21 日(木)	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和3年 10 月 29 日(金)	質疑書の提出締切り
令和3年 11 月 25 日(木)	企画提案書の提出締切り
令和3年 12 月 8日(水)*予定	審査委員会(プレゼンテーション)
令和3年 12 月 15 日(水)*予定	審査結果通知

## 15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は、様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

## 16 問合せ先

高知県総務部 広報広聴課

担当者 谷岡、曾我(友)

TEL 088-823-9898

FAX 088-872-5494

E-mail 111301@ken.pref.kochi.lg.jp

## 17 その他

- (1) 参加申込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合は、提案者は失格になることがあります。
  - ① 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

- ② 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ③ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合